

第4章 施策調査

本章では、令和4年10月から5年9月までの間に、女性犯罪者等が抱える問題に係る現在の処遇等の実施状況を把握するため、刑事施設、少年院、保護観察所、民間支援団体、地域生活定着支援センターを対象として、実地調査を行った内容を紹介する（第1節及び第2節については、一部資料調査による内容を含む。）。

第1節 施設内処遇・支援（刑事施設）

女性の受刑者の収容施設として指定されている刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。以下、「女性刑事施設」という。）においては、女性受刑者の特性に応じた処遇の充実を図るため、地域の医療・福祉等の専門家と連携する「女子施設地域連携事業」が展開されているほか、「女子依存症回復支援モデル」、「女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラム」、摂食障害に対する対応など、様々な取組が積極的に実施されている。

これらの取組の実情について、令和4年10月に札幌刑務所札幌刑務支所（以下「札幌刑務支所」という。）、5年2月に松山刑務所西条刑務支所（以下「西条刑務支所」という。）及び美祢社会復帰促進センター、3月に栃木刑務所、7月に北九州医療刑務所に対し、現地において聞き取り調査を行い、また、10月には、和歌山刑務所、岩国刑務所及び麓刑務所に対して関係資料の送付を依頼し、当該施設から入手し得た資料の範囲内において資料調査を行ったところ、ここでは、それら調査の内容を踏まえ、それぞれの取組ごとに紹介する。

1 女子施設地域連携事業

「女子施設地域連携事業」は、女性刑事施設において、地方公共団体、看護協会、助産師会、社会福祉協議会等の協力の下、当該女性刑事施設が所在する地域の医療、保健、福祉、介護等の専門家とネットワークを作り、各専門家の助言指導を得て、女性受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等を図るものである。同事業は、平成26年度に栃木刑務所、和歌山刑務所及び麓刑務所で開始されて以降、令和5年4月1日現在、喜連川社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターを除く女性刑事施設において展開されている。

具体的な内容としては、地方公共団体、看護協会等の関係機関と定期的に会議を行い、施設の実情やニーズを踏まえた上で、地域の看護師、助産師、保健師、介護福祉士等の専門家を非常勤職員として採用し、当該専門家による職員研修（高齢者、性差医療、摂食障害など）を実施しているほか、受刑者への指導として、看護師、保健師による健康管理指導、助産師による妊産婦に対する個別面接、保健師等による母親教育、社会福祉士等による高齢者に対する個別面接、介護福祉士等による高齢者に対する入浴指導などを実施している。ここでは、栃木刑務所、西条刑務支所及び麓刑務所の取組について紹介する。

（1）栃木刑務所

栃木刑務所では、平成26年に事業が開始されて以降、受刑者に対して入浴介助等を行う介護福祉士、健康相談等を行う看護師、健康運動指導を行う健康運動指導士などを非常勤職員として採用し、業務に当たっていたところ、関係機関との会議の中で、高齢者に対して生活機能や認知機能を維持、向上させることも必要という意見が出たことを受け、令和3年度から新たに非常勤職員として理学療法士、作業療法士を採用し、受刑者個々に応じたリハビリテーションを実施している。それにより、例えば、自力歩行が難しかった者が、リハビリテーションを通じて、自力歩行が可能となり、受刑者本人の自信が高まって、工場での作業の定着につながったといった効果が出ている。それ以外にも、社会福祉士による摂食障害を有する者への個別面接、助産師による助産指導など、地域の専門家の助言や指導を得て、女性受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等が図られている。

（2）西条刑務支所

西条刑務支所では、看護師、理学療法士、社会福祉士などが非常勤職員として配置され、受刑者の指導等に参画しているところ、受刑者の中には、これまでの生活歴から歯を磨く習慣がない者や、覚醒剤使用や摂食障害に伴う嘔吐によって口腔の状態が悪い者が多くいることを受け、歯科衛生士による歯磨き指導、口腔衛生指導等を行っているほか、調理師による調理指導や衛生指導を行っている。

（3）麓刑務所

麓刑務所では、母親である受刑者で、出所後に子を養育する意思がある者のうち、養育に関する意識が低い者又は知識の乏しさが顕著な者を対象に、地域の専門家の援助を得ながら、おおむね4か月間にわたる全9回の母親教育指導を行っている。同指導では、自立、育児及び養育を含めた出所後の生活設計を明確にさせることを目的として、グループワークや講義等を通じて、愛着を形成するため

に、また、子供との安定した関わりを保つために必要な知識を学ばせ、母親の役割と責任を自覚させる取組のほか、育児・養育において困難が生じた際に適切な相談窓口へつながることができるように、子育て支援機関に関する知識を身に付けさせる取組などを行っている。

2 女子依存症回復支援モデル

刑事施設においては、覚醒剤などの薬物に対する依存がある受刑者に対し、特別改善指導（薬物依存があったり暴力団員であるなどの事情により改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その改善に資するよう特に配慮して行う指導）の一つとして薬物依存離脱指導（薬物使用に係る自己の問題性を理解させた上で、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせる指導）を実施している。

同指導に関連し、薬物犯罪の女性受刑者に対する処遇の新たな取組として、札幌刑務支所では、令和元年度から5か年の事業計画により、「女子依存症回復支援モデル」が試行されている。同モデルでは、同刑務支所に設置された「女子依存症回復支援センター」において、委託を受けた民間団体により出所後の支援と直結した指導が展開され、女性特有の問題に着目した多様なプログラムが実施されている。このうち、「コア・プログラム」は、自己の薬物使用の背景への気づきを促し、薬物依存症からの回復を図るとともに、再使用に至らないための具体的な方策について考えさせるものであり、薬物使用の問題と関連している家族関係の問題、精神状態の変化、不定愁訴に関する事項等も盛り込まれ、出所後も、当該民間団体に帰住した場合や通所が可能な場合は、継続実施できる構成となっている。そのほか、処遇環境については、出所後の生活に近い環境をというコンセプトの下、居室棟は、全室個室で、各居室が施錠されることはなく、居室棟内は自由に往来ができるほか、共用スペースとして余暇時間に読書や談話ができるホールがある。

3 女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラム

女性受刑者の特性に応じた処遇を充実させるため、平成27年に女性受刑者を対象に一般改善指導（特別改善指導以外の指導）として実施する「女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラム」が策定され、①窃盗防止指導、②自己理解促進指導（他者との関係性が事犯と深く関わっている者に対して、他者との関係性という視点から自己理解を深めさせる指導）、③自立支援指導、④高齢者指導及び⑤家族関係講座の5種類が実施されている。

ここでは、女性の入所受刑者の罪名の半数近くを占める窃盗について、栃木刑務所、西条刑務支所、麓刑務所における窃盗防止指導の取組を紹介するほか、窃盗防止指導以外の、特徴的な改善指導の取

組例として、岩国刑務所における取組を紹介する。各施設の窃盗防止指導は、「窃盗による得失」、「自己理解」、「被害者理解」、「自己表現とコミュニケーション」、「窃盗をやめるための具体策」などの共通した指導項目から構成されているが、各項目の具体的な内容については、それぞれの施設の状況を踏まえた特色もあることから、そうした点について紹介する。

(1) 栃木刑務所

栃木刑務所では、同指導終盤に「窃盗をやめるための具体策」という指導項目を2単元設けている。「窃盗をやめるための具体策」は、窃盗に及びやすい状況への対処方法について考えさせることを指導の狙いとし、その内容は、受講者それぞれが、本単元までに学んできた自分の特性などを踏まえながら、窃盗に至りやすい危険な場面をお互いに出し合い、窃盗をしないための方策について意見交換を行うものである。窃盗は、累犯も多いことから、プログラムとして2単元設定することで、受講者において、できるだけ多くの危機場面について考えさせるようにしている。

(2) 西条刑務支所

西条刑務支所では、「自己表現とコミュニケーション」という指導項目について基本編と応用編の2単元を設けている。「自己表現とコミュニケーション」は、自分も相手も大切にできるコミュニケーションの方法について学ぶことを狙いとし、その内容は、基本編において、自他を尊重するコミュニケーションスキルであるアサーティブな考え方（アサーショントレーニングについては、本節5項参照）を理解させ、応用編において、「要求する」、「お願いする」、「謝罪する」、「お礼を伝える」などの事例ごとにロールプレイやグループワークを行い、コミュニケーションスキルを身に付けていくものである。受講者の中には、感情表現やコミュニケーションを苦手とする者も多いことから、応用編のロールプレイやグループワークにおいて、できるだけ多くの事例に触れることができるようにしている。

(3) 麓刑務所

麓刑務所では、「実は知らない、金融のこと」という指導項目を設けている。受講者の中には、適切な金銭管理ができず消費者金融に手を出す者もいるため、当該単元では、外部講師を招き、金融業者、金利に関しての基準、高金利の恐ろしさ、借金が社会に及ぼす影響、債務整理、事例報告といった内容について講義形式で解説している。

(4) その他の取組

窃盗防止指導以外の特徴的な改善指導の取組として、岩国刑務所では、令和4年度から、暴力事犯者を対象として、非暴力への動機付けを高め、暴力を振るうことなく施設内や社会内で生活できるようにするため、暴力に至るまでの自己の感情パターンを認識させるとともに、暴力以外の手段により生活を達成させていくための考え方や感情コントロールといったスキルを学ぶ、感情コントロール指導を実施している。

4 摂食障害に対する対応

摂食障害を有する者が収容されると、各施設では、個別に処遇方針を作成するなどして施設全体で対応している。一方、医療を主として処遇を行う必要がある重程度の者については、東日本成人矯正医療センター、大阪医療刑務所又は北九州医療刑務所の各医療専門施設に移送・収容される。ここでは、一般施設における取組及び医療専門施設における取組について、西条刑務支所及び北九州医療刑務所の取組を紹介する。

(1) 西条刑務支所

西条刑務支所では、摂食障害を有する受刑者に対し、個別に治療方針等を策定して処遇を行っている。具体的には、摂食障害の既往がある受刑者が入所した場合、医師により、体重減少などの状況に応じて、行動制限や経鼻経管栄養等の必要な措置を執る場合があることを説明する。その後、定期的な体重測定と食事量の観察などを行い、食事摂取量の減少やおう吐などの特異な動静が認められた場合は、医務職員に引き継がれ、治療が必要と判断されれば、治療を進めることとなる。

治療は、行動療法と食事プログラムを併用して行っている。行動療法は、BMI（肥満度を表す指標として国際的に用いられる体格指数で、肥満や低体重の判定に用いる。）等に基づいた行動制限と行動面や心理面の改善による段階的解除を行うもので、摂食障害に起因する異常行動が認められた場合は、医師の判断で水洗トイレや洗面台の使用などを制限し、状況が緩和されれば段階的に制限が解除されていく。食事プログラムは、体重増加の恐怖から食事の摂取を避けている患者に対し、完食しなければ食事給与量の減量を行い、給与された食事を完食することを目指す。そして、カロリーが不足する分については栄養調整食品等の給与で補うことで、食生活への意識改革及び意欲向上を図るとともに、自ら十分な経口摂取ができるようにすることを狙いとしている。なお、症状が悪化した場合は、医師の判断で、食事プログラムの強化、更に必要があれば経鼻経管栄養を、対象者に説明と意識付けを行いながら進め、必要に応じて医療専門施設に移送が行われることになっている。

(2) 北九州医療刑務所

北九州医療刑務所では、摂食障害を有する受刑者に対し、「摂食障害治療プログラム」に基づき処遇を行っており、当該プログラムは、①行動療法、②心を育てる治療、③チーム医療の三つの柱からなっている。

行動療法は、西条刑務支所と同様の取組を実施している。心を育てる治療は、診察が中心である。おおむね2週間に1度の割合で、1度につき30分程度を目安に診察を実施している。また、ある程度、自分に向き合う準備ができた受刑者を対象に、摂食障害や生き方をテーマとして、月に1、2回の割合で、1回当たり90分とする計10回のグループミーティングも行っている。チーム医療は、スタッフ間で情報交換を行ったり、カンファレンスを行ったりすることで構築されている。看護師や刑務官が、診療の場面にも同席しており、実際に診察状況や内容などを見ることで、同プログラム対象者の内面や治療の流れを知ることができるようになっている。

5 若年受刑者ユニット型処遇

刑事施設においては、若年受刑者に対する処遇の充実について、令和4年度から「若年受刑者ユニット型処遇」（以下「ユニット型処遇」という。）が新たな試みとして開始されている。ユニット型処遇では、他の受刑者から独立した居室棟や工場において、おおむね30人以下の小集団を編成した上で、少年院の矯正教育の知見等を活用し、職員と対象者との信頼関係に基づく対話ベースの処遇を導入しており、女性受刑者については、美祿社会復帰促進センターにおいて実施されている。ここでは、同センターにおける取組について紹介する。

同センターでは、対象者を二つのグループに分けて運営しており、処遇環境については、居室とホールが組み合わされたユニットが設置されている。昼間は、ユニット内は自由に往来できるようになっており、対象者は、定められた日課に基づき、ユニットで集団生活を実施する。ユニットの中央にあるホールでは、各種改善指導に加え、ホームルームを実施するほか、対象者同士のグループワークや意見発表などを行っている。対象者には、それぞれ教育専門官及び刑務官の複数が個別担任となり、面接や日記指導などを通じて、生活面、対人面、教育面等、様々な方向から積極的にアプローチを行い、改善更生を促している。処遇について特徴的な取組として、ユニット処遇担当の女性刑務官によるホームルームが運営されている。ホームルームは、社会生活を営む上で必要となる様々なスキルを身に付けさせることにより、状況に適した対応を取れるようになるほか、自信や前向きな姿勢を持つようになることを目的にしている。また、一般改善指導として、教育専門官が実施する、特殊詐欺事犯者に対する指導、アサーショントレーニング（相互尊重の精神で行う自己表現の方法を学ぶこと

で、自他を尊重する心を育み、より良い人間関係を築くことを目的とした指導。以下同じ。)、コグニティブトレーニング(認知ソーシャルトレーニング、認知機能強化トレーニング及び認知作業トレーニングの略称)、マインドフルネス(呼吸の観察等を通じて、衝動性の低減や自己統制力の向上等を目的とした指導。以下同じ。)、被虐待経験のある受刑者を対象にしたPOWERプログラムについても、女性刑務官がコリーダー(指導を主となって進める人であるリーダーの進行を助ける共同リーダー)として参画し、両者が協力する形で運営をしている。

6 その他

(1) 就労支援

法務省は、厚生労働省と連携して、受刑者等の出所時の就労の確保に向けた取組として、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施している。この施策は、刑事施設、少年院、保護観察所及びハローワークが連携する仕組みを構築した上で、支援対象者の希望や適性等に応じ、計画的に就労支援を行うものであるところ、その一環として、刑事施設では、支援対象者に対し、ハローワークの職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施している。ここでは、栃木刑務所の取組について紹介する。

同所では、就労について、女性受刑者の特徴として、就労への意識がさほど高くなく、職業訓練を受けても就労に至らないケースが相応にあるほか、性風俗や特殊詐欺などにより多額の現金を手にすることにより健全な職業意識や就労への意欲感が醸成されていない者もいるとのことであった。そのため、同所においては、特別改善指導としての就労支援指導(令和5年12月以降は就労準備指導)などにおいて、女性の就労に対する意識なども踏まえながら、就労に必要な基本的スキルとマナーを習得させ、出所後の就労に向けての取組を具体化させるなどの対応をしている。また、刑執行開始時の指導時から、出所後の就労に向けた準備について意識付けを行い、就労支援の受講希望を募るアンケートを実施しているほか、様々な機会を通じて、就労支援の周知に取り組んでいる。加えて、日本財団職親プロジェクト(日本財団及び関西の企業7社が発足させたもの。少年院出院者や刑務所出所者に就労先・住まいを提供することで、円滑な社会復帰を支援するとともに、再犯者率の低下の実現を目指している。令和5年5月末現在で、306社が参加している(日本財団の資料による。))と連携し、「仕事フォーラム」を実施し、受刑者の職業意識及び就労意欲の喚起に取り組んでいる。さらに、職親の企業主に職業訓練の様子を見てもらい、実際の就労につなげるための助言等を受けるなどしている。

(2) 高齢受刑者対応

法務省は、厚生労働省と連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び少

年院在院者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、矯正施設と保護観察所において特別調整を実施している。この取組では、福祉関係機関等との効果的な連携が求められるところ、その中心となるのは、各都道府県が設置した地域生活定着支援センターであり、この取組によって司法と福祉との多機関連携による支援が行われている（本章第3節参照）。そのほか、各施設においては、受刑者の高齢化に対し、処遇環境の改善も行われている。ここでは、和歌山刑務所の取組を紹介する。

同所では、作業、運動、食事、入浴はそれぞれ別の場所で行っていたところ、高齢による身体機能の低下に伴い、移動に時間にかかるなど、他の受刑者と集団で行動することが困難となる受刑者が増加してきた状況を受け、令和4年度に工場の一つを養護工場とする改修工事を実施し、工場内に食堂及び介護用のシャワー室を設置するとともに、トイレのバリアフリー化を行い、高齢受刑者の負担の軽減を図った。

第2節 施設内処遇・支援（少年院）

女子少年院では、在院者の非行の背景には、被虐待経験を含む様々な被害経験等に起因する自己肯定感の低さや安定的な人間関係を築くことの難しさがあるとの認識に立ち、様々な実践が重ねられてきた。

これらの取組の実情について、施設規模や収容対象者の地域性等に鑑み、令和5年2月に丸亀少女の家及び沖縄女子学園、9月に榛名女子学園に対し、現地において聞き取り調査を行い、また、10月には貴船原少女苑に対して関係資料の送付を依頼し、当該施設から入手し得た資料の範囲内において資料調査を行ったところ、ここでは、それら調査の内容を踏まえ、それぞれの取組ごとに紹介する。

1 生活指導

少年院においては、在院者に対し、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるために必要な生活指導を行っている。生活指導は、様々な方法により実施されているところ、以下では、特に参考になると考えられる指導等について紹介する。

(1) 問題行動指導

問題行動指導は、非行に関わる意識、態度及び行動面を改善することを目的とした指導である。

ここでは、榛名女子学園の「財産犯」に対する取組について紹介する。

同園では、今回入院することになった事件（以下、「本件」という。）又は非行歴に窃盗・詐欺等の他者の財産を侵す行為がある者を対象として、問題行動指導の一環として「財産犯」に対する指導が行われている。当該指導では、窃盗等の犯罪の問題性に着目するだけではなく、非行をしない健全な生活の在り方を考えさせることも目標にしており、例えば、「信用・信頼について」の单元では、信用・信頼とそれに基づく対人関係を考えさせるに当たり、対象者のほとんどが該当するという、“信頼を得たいと思いながら、それらを得ようとするのと反対の行動をしてきたこと”についての自覚を促し、その上で、望ましい人間関係には信用や信頼が必要であることを理解させるようにしている。また、窃盗を含めた対象者自身の非行のパターンを図式化して、当該非行傾向への対策について考えさせることもしている。

(2) 特定生活指導

少年院においては、在院者の抱える特定の事情の改善に資するために、①被害者の視点を取り入れた教育、②薬物非行防止指導、③性非行防止指導、④暴力防止指導、⑤家族関係指導、⑥交友関係指導及び⑦成年社会参画指導の7種類の特定生活指導が実施されている。ここでは、沖縄女子学園の薬物非行防止指導の取組を紹介する。

同園では、当該指導の共通の教材であるJ-MARPP（認知行動療法を基礎とするワークブック）を中心に指導を行うとともに、施設独自の取組として、薬物依存の少年に対して、将来やりたいこと、自分のことについて振り返らせる教材である「自分のトリセツ」を活用し、視野を広げさせる取組を行っている。また、“人にきちんと相談できること=自立”であることを少年に伝え、自分ひとりで問題を抱え込むのではなく、適切な相談相手を見つけ、内容によって人に相談できるスキルを身に付けさせることも行っている。さらに、一人の少年を多くの人で見守ることができるよう、ケース検討会を実施して、在院中から社会資源との関係構築をできるようにしている。

(3) 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム

「女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム」（以下「女子プログラム」という。）は、女子少年院11庁と基幹少年鑑別所8庁からなる「女子少年院在院者の処遇に関する検討会」において、平成25年度から開発、試行、効果検証を行い、29年に策定されて令和4年度から本格的な運用が開始された。

女子プログラムの内容は、女子少年院在院者の多くに共通する処遇のニーズへの対応を主眼とした「基本プログラム」と、摂食障害や自傷行為など自己を害する行動が特に深刻であるなど、個別の処遇ニーズへの対応を主眼とした「特別プログラム」から構成されている。

「基本プログラム」は、原則として全ての在院者を対象として行うもので、「アサーション」と「マインドフルネス」に分かれている（それぞれの詳細については第1節5項参照）。

「特別プログラム」は、個別の指導・支援の必要性に応じて行うもので、①売春を始め、不特定多数の他者との性的接触行為により報酬を得ていた者及びその周辺領域にあった者を対象に、性に関する諸行動の危険性及び対応策を理解させるとともに、健全な社会生活を送るために必要な知識を身に付け、今後の生き方について考えさせることを目的として行う「性に関するプログラム」、②食行動の問題を抱える在院者及びそのおそれのある者を対象に、摂食障害を含む食行動の問題について、正しい知識を習得させるとともに、その背景にある認知の偏り、適切な自己主張の在り方及び問題改善方法を考えさせることを目的として行う「摂食障害に関するプログラム」、③自傷の経験の有る者及

び自傷行為をするおそれのある者を対象に、自傷行為について、その引き金を理解させるとともに、自傷行為に代わる対処方法を身に付けさせることを目的に行う「自傷行為に関するプログラム」に分かれている。以上が女子プログラムの概要であるが、ここでは、その一例として榛名女子学園の「性に関するプログラム」の取組について紹介する。

同プログラムは、12単元設定されているところ、対象者の必要に応じ、特定の単元を部分的に実施するなどの柔軟な運用が可能となっているほか、同プログラムにおいては、トラウマインフォームドケア（トラウマの影響を理解し、トラウマの兆候や症状を認識した上で対応することで、再トラウマ化を防ぎ、適切なケアやサポートが可能になるという概念）の知見を全体に取り入れ、被虐待体験や性被害体験といったトラウマに影響のある少年院在院者にも配慮した構成となっている。具体的には、同プログラムでは、対象者の心理的負担に配慮し、対象者本人の被害体験そのものは扱っていない。そして、対象者一人ひとりが自分自身の生き方について考えを深められるようなアプローチを採っている。すなわち、指導者が、自己の価値観に基づく「正しい方向」に導こうとすると、対象者において自分自身を否定されたように感じてしまうおそれもあるため、対象者がその思いを言葉にしようとしたり、自己の内面に目を向けようとしたことなどに着目して、対象者の受け止め方や取組姿勢を尊重した指導を行っている。

なお、同園では、同プログラムのほかに、施設独自の集団プログラムとして、性非行の進んだ在院者を対象とした性非行の問題性別指導が実施されている。全12単元で設定され、当該指導では、性非行の危険性や害悪について理解させることに主眼を置いている。

2 個別のニーズに応じた処遇

少年院における処遇は、個別のニーズを踏まえつつも集団処遇を基本としているところ、中には、能力や特性による制約及び精神的な疾患や薬物の後遺症があることなどから、集団生活や集団場面での日課に取り組むことが困難な在院者もいる。こうした在院者に対しては、単独処遇などを組み合わせながら処遇を行っているところ、ここでは、特徴的な取組例として榛名女子学園の取組を紹介する。

同園では、前記のような在院者に対して、特に配慮した支援を行い本人に必要な処置を行うことを目的とし、具体的には、社会に適応する力の獲得と、自己理解及び自己管理を通じた自立する力の獲得を目標に、これまで行ってきた多人数で行う授業や指導、個別で行う支援や指導に加え、少人数で行う授業を組み合わせた処遇を行っている。対象者については、入院した在院者の中から、少年鑑別所からの鑑別結果通知書、園内での生活、日課の取組、医務課の意見のほか、「身体感覚に関するチェックリスト」（身体面における本人が困っていることを確認するためのチェックリスト）などを基に、

関係職員によるケース会議を通じて選定している。選定された対象者には、支援を要するポイント（例えば、「大勢の前で声を出して話すことができないなどの緊張度が高い。」など）のほか、支援に関する内容（例えば、「刺激の少ない環境を整え、小集団から人との場の共有に慣れさせる。」など）や、具体的方法、留意事項、実施効果を記載する個別支援計画が作成され、これを基に支援を行っている。支援の具体的方法は、職業指導、身体機能訓練に加え、コミュニケーション講座（自他の感情理解と自分自身の感情や考えの言語化を進め、基本的な挨拶や日常的な会話の練習などを行う講座）、社会訓練講座（刺激を減らした環境の中で、自分の状況を理解しながら、自分に合った教科学習等の取り組み方を見つけることを狙いとする講座）などを設けて、小集団のグループで行うとともに、必要に応じて個別指導を組み合わせて行っている。支援に対する効果と検証は、定期的に関係職員によるケース会議を開催して行い、必要に応じて支援の見直しが図られている。

3 その他

少年院においては、ほかにも、各施設の実情に応じ、様々な指導や取組が行われている。他の施設でも行われている取組等もあるが、ここでは、丸亀少女の家、沖縄女子学園及び貴船原少女苑の取組等を紹介する。

(1) 丸亀少女の家

丸亀少女の家では、「コーディネーショントレーニング (Co-ordination Training)」（身体機能の向上と心身のバランスをとる能力を高めるためのトレーニング）を行っている。トレーニングを通じて、身体だけでなく脳と心に刺激を与えることで、感性・知性の発達につながる能力向上を目指している。

(2) 沖縄女子学園

沖縄女子学園では、沖縄県及び沖縄県動物愛護管理センターと協働し、保護犬のしつけ直し等に関わる教育プログラム (3Re-Smile) を社会貢献活動として展開している。1年に1～2匹の保護犬を育てるプログラムであり、責任を伴った内容であるため、その導入に当たっては、対象の少年に対してアニマルセラピーではないこと、保護犬を育てるという責任があることを十分に説明しており、当該少年にプログラム内容をきちんと理解させるとともに自己の責任をしっかりと自覚させた上で実施している。こうした保護犬との関わりを通じて、少年自身が自分に任せてもらえるという思いを持つことにもつながっており、それが社会の一員としての自覚と社会から受け入れられたという思いを強め

ることに結び付いている。また、少年の内面の変化として、少年が自分の心を開いていく様子が認められる。

(3) 貴船原少女苑

少年院出院者は、帰住先での不良交友の再開、職場のトラブル又は家族との衝突等の様々な問題に直面し得るところ、在院中からそれらの問題への対処方法等を具体的にイメージし、また、不安を解消できるよう努める必要がある。そのため、各少年院では、在院者が実際の経験に基づく助言等を得る機会を付与することにより、その円滑な社会復帰を図ることを目的として、少年院出院者等を講師に招いてグループワークを実施している。貴船原少女苑においても、同苑を出院した人をゲストスピーカーとして招き、グループワークを実施しているが、少年院生活の取り組み方や出院後の生活の仕方などの意見交換を通じて、在院者の悩みや不安の解消だけでなく、出院後の社会生活に向けた動機付けとなっている。

第3節 社会内処遇・支援

(保護観察所・更生保護施設・民間支援団体・地域生活定着支援センター)

犯罪者・非行少年の社会内処遇・支援は、保護観察所のほか、様々な機関・団体において、それぞれの特色を生かしながら積極的な取組が実施されている。ここでは、保護観察所、更生保護施設、民間支援団体及び地域生活定着支援センターにおける取組の実情について、現地にて聞き取り調査を行った内容（女性の保護観察対象者等に対する職員の所感等を含む。）を踏まえ、それぞれの施設等ごとに紹介する。

1 保護観察所・更生保護施設

更生保護施設は、主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき者がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者等を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援している施設である。令和5年4月1日現在、全国に102施設があり、そのうち女性の施設は7、男女施設は8である。平成29年度から、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するため、女性や女子少年を受け入れる各更生保護施設において職員を1人増配置している。また、第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）には、更生保護施設において、女性の抱える困難に応じた社会生活への適応のための指導・支援を充実させることが盛り込まれている。

ここでは、令和4年10月に札幌保護観察所及びその管内の更生保護施設である大谷染香苑、5年6月に宇都宮保護観察所、同年2月に同所管内の更生保護施設である栃木明德会から、それぞれ取組の実情や処遇・支援に携わる中での所感について聞き取り調査を行った内容を紹介する。なお、更生保護施設大谷染香苑及び栃木明德会は、いずれも女性を受け入れている更生保護施設であり、また、高齢者や障害者を受け入れて特別処遇を行う施設（指定更生保護施設）及び薬物処遇を行う施設（薬物処遇重点実施施設）としての指定を受けている。

(1) 札幌保護観察所

札幌保護観察所に係属している保護観察対象者に女性が占める割合は、令和4年10月1日現在で、15.6%（513件中80件）であった。札幌保護観察所管内に所在する札幌刑務支所に女子依存症回復支

援センター（以下（1）において「同センター」という。）が開設されてから、同センターを仮釈放となり札幌保護観察所に係属した対象者は5名であった。その帰住先の内訳は、家族の元が1名、更生保護施設が2名、グループホームが1名のほか、仮釈放となった当初は他の保護観察所管内に在住する親族の元に帰住したが、後に前記とは異なるグループホーム（同センターにおける社会復帰支援のコーディネート業務を担当する医療法人が運営）に転居した者が1名であった。

なお、女性の保護観察対象者の特徴及び処遇者としての所感等について、札幌保護観察所統括保護観察官及び保護観察官から聴取した内容は以下のとおりである。

ア 女性の保護観察対象者には、薬物依存症の問題と他の精神疾患の問題の両方を抱えている対象者が多く、摂食障害を抱えている者も少なくない。また、男性と比較して、より複合的な問題が多く、犯罪以外にもケアしなければならない問題が多いと感じる。さらに、女性は、トラウマ体験を抱えている者も多いと思うが、トラウマ体験を更生保護施設や社会内処遇で安全に取り扱うのは相当難しいと感じている。

イ 同センターから出所してきた者は、他の保護観察対象者と比べると、動機付けが高いように感じる。薬物への脆弱性はあるものの、対処スキルを身に付けているように思う。一方で、中には、保護観察中のプログラムに対して、「もうプログラムは十分にやってきたから。」とあまり乗ってこない者もいる。

ウ 更生保護施設に帰住すると、まずはその生活環境に慣れることが必要になるが、特に女性は、男性以上に人間関係の影響を受けやすく、他者との同質性を重視する面があるように感じる。例えば、他の者の方が職員との面接回数が多い、面接時間が長いなど、他の保護観察対象者と処遇が少しでも異なると感じると、不満を訴えてくることもあるため、配慮が必要となる。

エ 薬物事犯者の場合、男性は、社会的な地位を引き上げたり、自意識を高めたりするために使用している印象があるが、女性は、自分の痛みに対処するために使用している者が多い印象がある。女性の場合、これをしてほしいとか、これで困っているなどということ言葉を言葉とは違う形で表出することが多く、自分の感情を言語化して相談できないという課題もあると感じられる。

オ 総じて、女性の保護観察対象者は、男性以上に、ライフステージに応じた情報が重要であると感じる。特に、女性の場合は、心身の問題も多く、就労によって自立につなげるのが難しいため、社会資源に係る情報が重要となる。

（2）更生保護施設大谷染香苑

大谷染香苑は、男女施設の中では最大規模の更生保護施設であり、入所定員は、男性32名女性15

名の計47名である。北海道での生活歴がある者に限定されず、例えば、不良交友を断ち切ることを理由として、北海道以外から入所を希望する者もいる。また、以前は窃盗が多かったが、現在は薬物事犯者が多く、そのほとんどが成人（20歳以上の者）である。

なお、女性の入所者の特徴及び支援者としての所感等について、大谷染香苑施設長及び福祉職員から聴取した内容は以下のとおりである。

ア 女性の入所者の半数以上が睡眠薬を服用しており、精神的に不安定な者が多いと感じる。そのため、精神科医療機関とのつながりは非常に重要である。薬物事犯者では、歯の治療が必要な者も一定数おり、医療扶助を区役所に申請している者も少なくない。受診に際しては、補助が必要な場合には職員が病院まで付き添うこともある。

イ 女性の場合、介護関係や清掃関係に就職して自立する者もいるものの、男性よりも就労先が限られ、就労先が決まるまで時間が掛かることが多く、退所時は、生活保護を受給する者も一定数いる。男性と比べると就労の経験がなく、就労意欲が低い者や自立へのイメージを持ってない者も多いような印象がある。また、入所してすぐはお金に余裕がないが、そのような状況でも、美容室に行ったり、服を買ったり、身なりを整えるために使ってしまう、男性以上に出費がかさむこともあるように感じる。

ウ 更生保護施設退所後のフォローアップとして、各施設で様々な取組が進められており、例えば、退所者が立ち寄れるカフェを開くなどしている更生保護施設がある。当苑でもそうした取組があるとよいかもしれないが、現状ではマンパワー的にも限界があり、フォローアップに十分な体制がとれていない。

(3) 宇都宮保護観察所

宇都宮保護観察所に係属している全保護観察対象者のうち、女性は2割程度であり、うつや摂食障害など、精神疾患のある者が多く、罪名としては窃盗と覚醒剤が主である。

女性の支援における関係機関としては、女性ダルク、女性シェルター、更生保護施設栃木明德会が挙げられる。そのほかに、NPO法人でホームレスの人を支援する自立支援宿泊所があるが、女性は受け入れていない。

刑事司法の入口段階にある起訴猶予者等に対する更生緊急保護の措置、いわゆる「入口支援」は年間20～30件ほどあり、そのうち10件程度が「検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」（起訴猶予者、保護観察に付されない全部執行猶予者、罰金又は科料の言渡しを受けた者について、検察庁等と保護観察所が連携し、必要性や相当性が認められる者を

対象として、一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整や就労支援等の社会復帰支援を行うもの)に該当する事案となっている。入口支援を受ける女性は、ホームレス、親に対する暴力など家庭内暴力の加害者、統合失調症などの精神疾患を抱えた者などで、女性の場合は自分から保護観察所に相談の連絡をしてくる場合が多い。

なお、栃木明德会では、令和5年度から、退所者の自宅等を訪問するなどして継続的な支援を行う訪問支援事業を実施している。

おって、女性の保護観察対象者の特徴及び処遇者としての所感等について、宇都宮保護観察所社会復帰対策官及び保護観察官から聴取した内容は以下のとおりである。

ア 就労について、若年層の女性の保護観察対象者においては、自分自身や周囲の者の就労経験等から、いざとなれば風俗関連産業などでお金を得られるという考えに基づき、堅実に就労することを軽視している者が予想以上に多いと感じる。また、付き合いのある男性の影響を受けやすい。男性は、身元や居住地にかかわらず雇ってもらえる職場が多い一方で、女性の場合、例えば刑事施設で取得した資格を生かせる介護職などは、身元がはっきりしていないと雇ってもらえないことが多いため、更生保護施設が現住所になっているうちは難しく、自立まで時間が掛かる。さらに、女性に限ったことではないが、住居を借りる際、保証人がいないと賃貸契約ができないという問題がある。当所では、保証人がいない女性でも部屋を貸してくれる不動産会社の協力を得て、同社にお願いすることが多い。

イ 女子少年の特徴については、その生活歴を見ると、これまで、住居不定で男性宅を渡り歩いたり、その中で売春させられていたりするなど、ぐ犯の状態にあったり、性被害に遭いやすい危険な環境で生活してきたケースが多い。そのため、女子の少年院仮退院者は、男子少年と違い、再びそのような生活状況に陥り、仮退院許可決定時に指定される等した「居住すべき住居」に居住していないことを理由に、戻し収容（少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったときに少年院に再収容されること）になるケースも多い印象を受ける。

ウ 女性の窃盗事犯者の場合、高齢者が多く、ある程度年齢を重ねてから窃盗をし始めたという者が多い。摂食障害にまつわるものも多いが、金銭的にさほど困窮していないのにやめられないというケースが多い。また、女性の薬物事犯者の場合、保護観察所の薬物再乱用防止プログラムⁱで毎回

i 薬物再乱用防止プログラムは、依存性薬物の使用を反復する傾向を有する者に対し、依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させ、実践させるものであり、コアプログラム、ステップアッププログラム（コアプログラムの内容を定着・応用又は実践させるためのもの）及び簡易薬物検出検査を内容とする。

簡易薬物検出検査をパスすることが一つの目標になっていると感じる。コアプログラムもステップアッププログラムも、男性よりしっかり来ている者が多い。

エ 自分の子供を殺害してしまった女性のケースで、施設に入所している他の子供の引取り調整が必要な場合には、当所は、引取り調整と対象者自身の生活の立て直しとを同時並行で進めている。具体的には、子供の安全の確保を最優先に、子供が心身共に健やかに成長できるよう、児童相談所と緊密に連携しており、保護観察所の役割分担としては、本人に寄り添いながら、児童相談所と本人との面会に同席するなどして調整を図っている。また、当所からは、本人に対する暴力防止プログラムⁱⁱの実施や面接を通じて、少なくとも暴力によらない解決法を身につけ、本人自身が安定しない状態では子供の引取りは難しいことを伝えるなどしている。

(4) 更生保護施設栃木明德会

栃木明德会は、入所定員は女性20名で、成人・少年共に受け入れており、居室は主に個室である。令和3年度の入所時の平均年齢は49.2歳であり、窃盗、覚醒剤取締法違反が多く、平均在所期間は約5か月であった。

栃木明德会では、薬物再乱用防止プログラム及び簡易薬物検出検査のほか、施設独自のプログラムとして、寺院住職による法話、作業療法士によるコミュニケーションワーク、更生保護女性会による料理作り等、外部講師を招いて実施している。また、就労していない入所者を中心として、近隣の元保護司の畑で農作業を実施しており、植え付け、芽かきなどの作業、収穫等のスポット的な作業になるが、農作業がある時期は、2週間に1回程度、施設職員が引率して行っている。収穫した野菜は、主に更生保護女性会員に購入されている。

精神疾患を有している者については、近隣のクリニックで受診させており、その服薬管理は、施設職員が行っている。PTSDや被害体験をもつ者の場合、施設職員がPTSDや被害体験へ直接的に対応をすることはあまりなく、現在の生活の課題等の解決のための働きかけを主としている。

栃木明德会においては、フォローアップ事業が全国的に始まる前から、退所者の相談に応じたり、

ii 暴力防止プログラムは、身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促すとともに、同種の再犯をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。令和元年10月から、児童に対する虐待行為をした者について、暴力防止プログラムの対象者には当たらない場合であっても、その問題性に適合し、かつ改善更生に資する処遇を行うことを目的として、同プログラム（児童虐待防止版）が試行されている。

必要に応じて訪問をするなどしている。最近では、退所者の希望に応じ、施設専用のスマートフォンのSNSのアカウントを退所者と交換しており、施設からはすぐには返信できず、どの職員が見るかも分からないと断った上で、やりとりをしている。

なお、女性の入所者の特徴及び支援者としての所感等について、栃木明德会施設長及び補導主任から聴取した内容は以下のとおりである。

ア 女性施設の特徴としては、入所者同士でグループが出来上がり、人の好き嫌いに関する人間関係トラブルが多い点が挙げられる。また、何かトラブルがあっても、入所者には「全て他人のせい」だと考える者が多く、指導に苦慮している。

イ 就労支援では、ハローワークや協力雇用主の協力を得ているものの、就労するに当たり、当施設の住所・電話番号では雇用主から敬遠されること、入所者によっては、採用面接を受けても、その結果について振り返る経験が乏しく、面接にはそぐわない身なりや態度が改善されないことがあるなどの困難を抱えている。そのため、近年は協力雇用主である派遣会社への就労が主である。派遣先は製造業、清掃業が多いが、賃金の低さからなかなか自立資金が貯まらないことも課題である。加えて、嗜好品や洋服などにお金を使ってしまうことも資金が貯まらない要因である。一方で、年齢や疾患などの理由で働けない人は、自立資金が貯まらないだけでなく、日用品やちょっとした嗜好品を買うお金もない状況にある。

ウ 高齢者で、就労が困難で頼れる人が居ない場合は、退所後に生活保護を受けられるように調整し、単身アパートへ転居させることで自立させている。単身アパートへ転居する際の16万円程度の初期費用がなかなか貯蓄できないので、自立までに時間が掛かることが課題である。それでも、当施設が所在する市内に退所して生活保護を受ける場合は、所在地自治体との協力関係もできているため、比較的円滑に調整できるが、他の市区町村への帰住を希望する場合は、当該市区町村との調整が一から必要になり、困難が伴う。

エ 元保護司の畑で行っている農作業は、作業に参加するといくらか収入を得ることができるので入所者にとっては貴重な収入源であり、また楽しみにもなっている様子である。農家の方や手伝いに来る退所者もいるため様々な人と触れ合える機会でもあること、普段施設では全く話さない者が畑では饒舌になるなど違った一面が見られること等、社会復帰に向けて効果的と思われる面もある。

オ 入所者の多くは、家族と関係が切れており、子供がいても離婚した夫が面倒を見ているなどの理由で全く関われないことが多い。児童相談所を通して子供とつながりがある者について、当施設が間に入って調整をする例は幾つかあるものの、数としては多くない。

カ 覚醒剤事犯者は、多数の男性とつながっているのが特徴的であり、その外出時には男性が施設の

外まで迎えに来ることも日常的にある。異性との交際は特に制限していないが、本人に対し、「その人を頼って大丈夫なのか」と考えさせるようにしている。

キ 入所者による外出先での万引き事案は少なくない。入所者は、帰所する際、施設の玄関で、買ってきたものとレシートを突合して職員に見せなければならないが、それが分かっているにもかかわらず、万引きをしてくる。中には、ポケットに万引きした商品を詰め込んだり、両手に持ったビニール袋いっぱいに入れて帰ってきたりする者さえおり、また、施設の外堀から万引きした商品を投げ入れる者などもある。基本的には警察に通報するが、職員が同伴してスーパーに謝りに行き、結果として、指導のみに留まる場合もある。所感としては、万引きをする者は、物を買うお金は持っている場合が多く、また、人によって異なるが、皿やカップ麺、化粧品等特定の物ばかりを万引きするという傾向もあるように思われる。居室を点検した際に、棚に明らかに万引きしたと思われる商品がきれいに並んでいることも時々ある。本人が不安を感じたり悩んで万引きに走るというよりは、金ももたないのか、手癖が出るのか、万引きをして得た「戦利品」を眺めて楽しむのか、摂食障害があってどうせ吐いてしまうのだからと思うのか、そういった理由のように思われる。本人たちの中には、「手癖は治らない」と言い切る者もいる。一方で、窃盗を繰り返す者の特徴として、友達がいない傾向があるように思われ、覚醒剤事犯者に男性の影が絶えないのと対照的である。

ク 退所後のフォローアップでは、退所者の中には、久しぶりに職員が訪問すると、息つく暇もないほど喋りつづける者もいて、受刑者が社会に帰ってからの課題は、孤立・孤独をいかに防ぐかであると切に感じる。SNSで近況報告をしてくれる退所者もあり、職員が退所者のメッセージに元気づけられることもある。また、SNSの導入によって、施設から送信したメッセージに既読がつくと職員も安心でき、以前より退所後もつながりを保つことができていると感じる。一方で、スマートフォンが使えない高齢者とのつながりの確保は課題である。

ケ 更生緊急保護の期間が最長で2年間に延びることにはなったⁱⁱⁱが、退所者は、2年経てばそれだけ年をとり、必要な支援が増えるので、地域で支援している立場からは、更生緊急保護の対象期間が終了したからといって、退所者の支援を打ち切ることにはできないと感じる。

iii 令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法において、更生緊急保護を行うことができる期間について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6月の範囲内という原則的な期間に加えて、更生緊急保護の措置のうち金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に6月、その他のものについては更に1年6月（通算2年）を超えない範囲内において行うことができることとされた。

2 民間支援団体・地域生活定着支援センター

(1) 民間支援団体

ここでは、令和5年6月、薬物依存症からの回復支援を行う特定非営利活動法人栃木ダルクの代表及び同法人の女性ダルクの施設長から、薬物依存症者の特徴と支援の実情について聞き取り調査を行った内容を紹介する。

栃木ダルクでは、女性の入寮者は、男性の入寮者の4分の1程度であり、男性に20代の入寮者はいないが、女性は20代から50代まで様々な年代の者が入寮している。新型コロナウイルス感染症が感染拡大する以前は、入寮者の約8割が覚醒剤の問題であったが、最近では、処方薬や市販薬の乱用、アルコール依存なども増えており、特にアルコール依存は全体の約3割を占める。入寮者全体の約7割は、依存症以外の障害を併せて抱えており、具体的には双極性障害や発達障害、軽度知的障害が多い。

施設で実施している薬物依存からの回復支援のためのプログラムは、3つのステージで構成されており、テキストとしては、薬物再使用防止プログラムであるSMARPP（スマープ）を使用している。第2ステージまでは女性だけで実施し、第3ステージは男女合同で実施するが、女性のプログラムは、男性より比較的余裕のある時間割で構成されており、手芸や編み物といった物作りや、音楽などアートに触れる内容が含まれている点が特徴である。次のステージに進むかどうかは、プログラムの達成状況と寮内での役割活動への取組状況、生活力の高まりを総合的に判断し、県内全ての施設長の話し合いにより決定している。

なお、女性の入寮者の特徴及び支援者としての所感等について、栃木ダルクの代表及び女性ダルクの施設長から聴取した内容は以下のとおりである。

ア 現在、女性の入寮者は13人であるが、全員が依存症以外の精神疾患を併せて抱えており、そのうち12人が服薬している。そのため、女性の場合は、特に病院との連携が重要であるが、入寮者の中で処方薬や市販薬の乱用をする者は、軽度知的障害や境界知能の者が多く、社会復帰の難しさを感じている。

イ 覚醒剤使用の場合、女性は、若年から多量の覚醒剤を使用しており、20歳になるまでに依存症になっているケースが多い。男性と違って、女性は、異性から譲り受けたり、使用を促されたりすることが多いため、お金を持っていなくても覚醒剤の使用量が増えていってしまう。

ウ 若年女性は、親との関係が悪く、家庭に居場所がない者が多い。また、虐待被害を受けているケースも非常に多い。例えば、父親と一緒に使用していたという者もいるが、そういう者は、父親から性的虐待を受けていることが疑われる。

エ 女性の入寮者は、男性に比べて生活力が低く、親から身の回りのことを教えてもらってこなかつ

たと思われる者も多い。プログラムの中で積極的に話をする者は女性に多いが、実際に薬物依存からの回復に向けた動機付けが出てくるのはプログラムを始めて1年以上経過してからのことが多い。また、承認欲求が強い者ほど、SMARPP（スマープ）のテキストを進めるのが早いですが、テキストの理解が深まっていない場合が多い。プログラムでは、回復の動機付けの時期は最初の3か月と設定されているが、薬物を「やめたい」と口にするのと、実際にやめる動機付けが出てくることは異なり、その時期も異なっている。さらに、プログラムの構成上は12か月で修了となっているが、実際には早くても修了まで3年はかかり、中には8年かかった者もいる。そのため、プログラム修了まで続けられる者は多くない。ただ、女性の場合は、時間をかければかけるほど結果的に依存症からの回復が早まり、再犯率を下げることに繋がると考えている。

オ 女性の入寮者は、寮内の役割活動で責任ある仕事を引き受けることを嫌がる者も多い。男性の入寮者は、責任ある仕事を任されると、更にその次を目指してモチベーションを高めるなど、回復につながる面があるが、女性の入寮者は、誰かにやってもらって生きてきたという者が多く、自信も乏しいため、責任を負うことが苦手なようである。役割をたくさん担いたがる女性もいるが、その動機としては「周囲から必要とされたい」とか、「役に立つ人と思われたい」といったもので、自己肯定感の低さが根底にあり、自分のキャパシティが分かってくると諦めて投げ出しがちである。

また、女性の場合は、非常にしっかりした「良い子」を最後まで貫く場合もあるが、突然全部投げ出して施設を出て行ってしまったり、自分にはできないと言って1、2週間引きこもったりするなど、プログラムの途中の崩れ方が極端である。最初は順調に経過しているも、最終ステージで社会復帰の準備を始めた途端、崩れてしまうなど、環境や状況の変化に弱い者が多いと感じている。さらに、内面を言語化するのが苦手で、いきなり「もう死ぬ」と言い出すなど、表出する言動が極端になりがちなのも女性の特徴である。その点、男性は、他の入寮者ともめるなど、問題の表出が比較的分かりやすい。

カ 女性の入寮者同士の関係の持ち方についても、最近傾向が変わってきており、互いの問題点を指摘し合えず、仲間と心を開いて同列の関係性が作れない者が多い。結局、対等な関係が築けないまま異性関係に走ってしまうため、そこで再び支配・被支配の関係に陥ってしまいがちである。このように、女性の場合は、異性問題でつまづく者が多く、根底には虐待や異性からの暴力等のトラウマがあり、それが薬物使用や自傷行為、不安定な人間関係など、様々な面に表れてくるのだと思う。

キ 女性の入寮者の特徴として、自己肯定感が低い一方、世渡りはうまい者が多く、そうした生き方では何も良くならないということに気付くまでに非常に時間が掛かる。生き方に対する価値観が変

わる前に、それまでの自分の生き方に違和感を持つようになるが、これまでの生き方を変えたら、自分がなくなってしまうのではないかという不安も同時に抱えており、変わりたいけれど変わり方が分からない、変わるのが怖いといった葛藤が強く、価値観の変容には時間が掛かる。

ク この10年間で就労による社会復帰を果たした女性は1人だけで、そのほかは家族の援助や生活保護を受ける場合がほとんどである。自力で生活できるくらいの力があると思っても、生活保護を切りたがらず、無理をしないで生きていたいというスタンスの者が多い。

ケ 子供がいる女性の入寮者の多くは、家族が子供の面倒を見ていたり、施設に子供を預けていたりする。入寮者は、子供に会えないが、家族に送ってもらった子供の写真で成長を見ることができ、児童相談所の職員から面談時に子供の様子を伝えられることもある。子供の状況が分からないと、それを理由に施設を出て行ってしまうケースがあるので、子供の状況が分かる方が、入寮者の気持ちの安定につながる。

コ インターネットが使えると、SNSなどで人とつながりたいという欲求が出てくるので、ステージにかかわらず、私用の携帯電話は持たせないようにしている。寮内の役割活動で必要な場合には施設の携帯電話を使用させているが、それでも施設の携帯で出会い系サイトにアクセスしているケースはある。女性施設については、所在地を公表していないのに、連絡を取れないはずの交際相手が施設まで迎えに来るということもあった。一方で、何もかも禁止する生活は続かないので、やってよいことと禁止すべきことを慎重に見極めてバランスを保つように心掛けている。

(2) 地域生活定着支援センター

法務省及び厚生労働省は、受刑者等のうち適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が矯正施設出所後に福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施している。

矯正施設を退所した知的障害、精神障害、発達障害のある女性については、「矯正施設を退所した女性の知的障害者等の地域生活の支援に関する調査研究」(古屋他、2020)において、支援上の課題が明らかにされており、①犯罪行為に至るまでに社会経済的な困難だけではなくトラウマティックな被害体験を複合して経験しており、心理的な支援の必要性が高いこと、②身元引受人がいることが多いため特別調整の要件を満たさず、福祉的支援に繋がらず潜在化しやすい側面があること、③地域において女性専用の社会資源が少ないことが女性特有の課題として指摘されている。

ここでは、令和5年6月、栃木県地域生活定着支援センターのセンター長及び副センター長から、

特別調整の対象のうち、女性受刑者に多い高齢の窃盗事犯者の特徴とその支援の実情について、聞き取り調査を行った内容を紹介する。

栃木県地域生活定着支援センターにおける特別調整の対象者は、年間30～40名程度であり、女性の対象者は、令和5年1月から6月までで80代の窃盗事犯者2名であった。特別調整の対象になる女性出所者の特徴としては、高齢者、再犯者、窃盗事犯者が多いという点が挙げられ、家族がいる者や自宅がある者も多いが、犯罪を繰り返す中で引受けを拒否されるようになったケースが多い。入口支援については、情報提供があるのは年間10名程度のところ、実際に関わるのは3、4名であり、男性が多い。

なお、女性の対象者の特徴及び支援者としての所感等について、栃木県地域生活定着支援センターのセンター長及び副センター長から聴取した内容は以下のとおりである。

ア 女性対象者の特徴としては、男性よりも生活力があり、使えるものは使おうとするしたたかさがあると感じる。困ったときには下手に出るが、心配事がなくなったり、使えないと思ったりすると途端に態度を変える者もいる。また、元々金銭的に余裕があった者の場合、経済状況が変わっても生活水準を変えることができず、高級店で買い物をしたり、過度に着飾ったり、人にプレゼントをしようとしたりしがちである。そうした行動が犯罪につながることもあり、その背景には、社会からの孤立があると思われるので、相談機関の職員は、表面的な対応だけでなく、その奥にあるニーズを汲み取ってあげられるよう、感受性を豊かにしておかなくてはいけないと感じている。

イ 刑事施設で福祉制度理解の指導にも携わっている所感として、女性の窃盗事犯者に対しては、刑務所で窃盗の問題と向き合ってきていないと感じることが多く、特に、女性の高齢受刑者は、窃盗の問題を自分のこととして受け止めておらず、福祉制度理解の指導も十分に浸透していない印象を受ける。また、何度か窃盗に成功した経験があると、高齢になってもできると思って出所後も繰り返す者が多いので、彼女らに警察の捜査技術の高さ、防犯カメラなどを活用した捜査が進んでいることなどを具体的に教えて、絶対に見つかってしまうことを教えるべきだと思う。一方で、殺人や放火といった重大犯罪をした者については、周囲が環境を整えてあげれば意外と安定した生活ができると感じる。

ウ 女性出所者の帰住先の調整では、本人は、家族の引受けを期待していたり、受刑前のように自宅に戻って一人暮らしができると思っていたりするが、センターから家族に連絡をすると、そちらでお願いしたいとか、施設に入所させてほしいなどと言われることが多い。

エ 施設入所の場合でも、介護サービス付きの高齢者住宅などは入居を断られることが多い上、対象者本人も、自身の身体・認知機能が衰えていることへの自覚がなく、料理などの家事も自分でやっ

てきた経験があるため、施設入所を拒否しがちである。また、女性の場合、買い物を楽しみにしている者が多いが、施設にいと物が揃っているため、そうした楽しみがなくなってしまうという点も入所したがる理由の一つとなっているように感じる。

オ 福祉サービスの相談を受ける際や利用調整を行う場合には、様々な福祉制度がある中で、複雑なものも多いので、かみ砕いて説明するといった配慮が必要である。当センターでも、対象者の話をじっくり聞き、相談が途切れることがないように気を配っている。

第4節 調査のまとめ

ここでは、本章第1節から第3節で紹介した施策調査の結果について、共通する課題ごとに振り返る。

1 薬物依存

刑事施設においては、薬物事犯者について、特別改善指導の一つとして、薬物依存離脱指導が行われているが、札幌刑務支所においては、薬物犯罪の女性受刑者に対する処遇の新たな取組として、令和元年度から5か年の事業計画により、「女子依存症回復支援モデル」が試行されている（本章第1節2項参照）。

女子少年院においては、全国共通の教材であるJ-MARPPを用いて、薬物非行防止指導が行われているところ、沖縄女子学園においては、これに加えて、施設独自に、薬物依存の少年に対し、教材である「自分のトリセツ」を活用して、将来やりたいこと、自分のことについて振り返らせる取組や、自分一人で問題を抱え込まずに、人に相談できるスキルを身に付けさせる取組等を行っている。さらに、一人の少年を多くの人で見守ることができるように、ケース検討会を実施して、在院中から社会資源との関係構築をできるようにしている（本章第2節1項（2）参照）。

札幌保護観察所においては、札幌刑務支所で行われている「女子依存症回復支援モデル」による処遇を経てきた者は、特に動機付けが高い印象を受けるとの発言があった（本章第3節1項（1）イ参照）。また、宇都宮保護観察所においても、女性の仮釈放者、保護観察付全部・一部執行猶予者は、薬物再乱用防止プログラム受講に対する動機付けが男性と比べて高いと感じられることが多い旨の発言があった（同項（3）ウ参照）。

矯正施設内でのこれらの薬物依存への処遇あるいは保護観察所による生活環境の調整や薬物再乱用防止プログラム等を通じて、薬物事犯者を地域の保健医療機関等における薬物依存症からの回復支援につなげるとともに、各関係機関において、「息の長い」支援を実施できるようにするため連携体制を更に強化していくことが重要であると考えられる。

2 窃盗

刑事施設においては、平成27年に女性受刑者を対象に、一般改善指導として実施する「女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラム」が策定され、5種類の指導等の一つとして、窃盗防止指導が行われている。各施設における窃盗防止指導は、基本的には共通した指導項目から構成されているとこ

ろ、例えば、栃木刑務所では、同指導終盤の「窃盗をやめるための具体策」という指導項目を2単元と定め、標準よりも多く実施している。同指導項目は、受講者それぞれにおいて、それまでに学んできた自分の特性等を踏まえながら、窃盗に至りやすい危険な場面をお互いに出し合い、窃盗をしないための方策について意見交換を行うものである。同所では、窃盗の累犯受刑者も多いことから、同指導項目を、標準よりも多い2単元とすることで、できるだけ多くの危機場面について考えさせるようにしている（本章第1節3項参照）。

少年院においては、非行に関わる意識、態度及び行動面を改善することを目的とし、「問題行動指導」を行っているところ、榛名女子学園では、同指導の一環として、本件又は非行歴に窃盗・詐欺等の他者の財産を侵す行為がある者を対象に、「財産犯指導」を行っている。同指導においては、対象者自身の非行のパターンを図式化して、当該非行傾向への対策について考えさせるなどしている（本章第2節1項（1）参照）。

保護観察所においては、令和5年版犯罪白書によれば、令和2年に嗜癖的な窃盗事犯者を対象とした「窃盗事犯者指導ワークブック」が作成され、同事犯者に対する保護観察の実施に活用されている。特に女性の嗜癖的な窃盗事犯者については、過去の傷付き体験から心理的な問題や対人関係の葛藤を抱え、社会不適応状態に陥って、窃盗を繰り返すに至った者が少なくないことから、窃盗に至った要因のアセスメントを行い、適切な処遇を行うことが有用であるとされている。

なお、この点に関連し、更生保護施設栃木明德会においては、その入所者で、これまで窃盗を繰り返している者の特徴として、友人が少ない傾向があるように思われるとした上で、覚醒剤事犯の者において男性の影が絶えないのと対照的であるとの発言があった。また、栃木県地域生活定着支援センターにおいても、窃盗事犯の支援対象者について、犯罪等の背景に社会からの孤立があるように思われるとした上で、支援者側においては本人の表面の奥にあるニーズを汲み取れる力量が必要である旨の発言があった（本章第3節1項（4）キ及び同節2項（2）ア参照）。いずれも、実践を踏まえた示唆に富む指摘と思われる。

3 高齢者への対応

女性刑事施設（一部の施設を除く。）においては、「女子地域連携事業」を通じて、高齢の女性受刑者について、地域の社会福祉士による個別面接、介護福祉士による入浴指導等を行っているほか、栃木刑務所においては、非常勤職員として、理学療法士、作業療法士を採用して、高齢の女性受刑者について、生活機能・認知機能を維持、向上させるため、個々の受刑者に応じたりハビリテーションを実施している（本章第1節1項参照）。また、和歌山刑務所においては、高齢の女性受刑者が、歩行速

度の低下等により他の女性受刑者と集団で行動することが難しくなってきた状況を受けて、工場を養護工場に改修し、同工場内に食堂等の機能を併設する工事を行い、トイレをバリアフリー化する等の対応を行っている（本章第1節6項（2）参照）。

栃木県地域生活定着支援センターにおいては、高齢受刑者に係る出所後の帰住先の確保に関し、犯罪を繰り返すなどして家族に引き受けを拒否され、適当な帰住先がない者については、特別調整が行われるところ、高齢の女性受刑者の中には、自身の身体・認知機能が衰え、家事をこなせないことへの自覚がなかったり、施設入所により買い物等で自由に外出する楽しみがなくなってしまうことを嫌がったりして、特別調整を拒否する者もいるとの発言があった（本章第3節2項（2）エ参照）。実践を踏まえた重要な指摘である。本人への丁寧な説明を通じて、自身の身体・認知の状態や家族の支援が得られない現状を自覚してもらうとともに、住居が確保され必要な福祉サービス等を受けられるようになることで長い目で見て安心した生活を送れることを理解してもらうことが大切であると考えられる。

4 摂食障害

北九州医療刑務所においては、摂食障害を有する受刑者に対し、①行動療法、②診察やグループミーティング等の「心を育てる治療」、③チーム医療の三つの柱からなる摂食障害治療プログラムを実施している一方、医療刑務所ではない西条刑務支所においては、摂食障害の既往がある受刑者について、定期的な体重測定と食事量の観察などを行い、その中で食事摂取量の減少やおう吐などの特異な動静が認められた場合は、医務職員に引き継ぎ、治療が必要と判断されれば、行動療法と食事プログラムを併用した治療を行っている（本章第1節4項参照）。

女子少年院においては、摂食障害に関するプログラムを行い、その対象者に対し、摂食障害を含む食行動の問題について正しい知識を習得させるとともに、その背景にある認知の偏り、適切な自己主張の在り方及び問題改善方法を考えさせる等している（本章第2節1項（3）参照）。

5 個々のニーズに応じた処遇等

美祿社会復帰促進センターにおいては、令和4年度から「若年受刑者ユニット型処遇」が始まっている。少年院における矯正教育の知見等を活用し、職員と対象者との信頼関係に基づく「対話ベース」の処遇が行われている（本章第1節5項参照）。

また、少年院における処遇は、個別のニーズを踏まえ、集団処遇と個別処遇を組み合わせ実施しているところ、能力や特性による制約、精神的な疾患や薬物の後遺症などから、集団生活や集団場面

での日課に取り組むことが困難な在院者もいる。榛名女子学園では、前記のような在院者に対して、社会に適応する力の獲得と自己理解及び自己管理を通じた自立する力の獲得を目標に、これまで行ってきた多人数で行う授業や指導、個別で行う支援や指導に加え、少人数で行う授業を組み合わせた処遇を行っている（本章第2節2項参照）。

女性受刑者等については、犯罪、非行の内容やそれらの背景となっている生育歴、生活歴、心身の状況等を踏まえた処遇を行っていくことが重要とされているところ、刑事施設、少年院、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターにおいては、前述のように、試行を含めて様々な施策が展開されている。各機関で培われた取組のノウハウが他の機関と共有され、女性受刑者等への処遇が更に拡充されることが期待される。